

ご意見への回答

令和2年8月15日

図書館長

【件名】

喫煙所について

【ご意見】

令和2年8月1日 福島市 50代 男性

喫煙所以外で喫煙している者がいる。公共施設は全面禁煙とし、それを
共通認識とする必要がある。喫煙所をなくすべき。

【回答】

御意見をいただき、ありがとうございます。

平成30年に成立した改正健康増進法では、図書館は、敷地内禁煙が義務
付けられた第一種施設ではなく、原則屋内禁煙とされる第二種施設となっ
ております。

県立図書館といたしましては、従来から屋内は禁煙とし、受動喫煙をで
きる限り防止するため、屋外喫煙所を駐輪場東端に一か所だけ設置してお
ります。この屋外喫煙所を廃止してしまいますと、近隣路上での喫煙や吸
い殻のポイ捨て等の新たな問題も懸念される場所であり、現時点では喫
煙所を全面的に廃止することは難しいと考えております。

指定場所以外での喫煙はしないよう、掲示や声かけ等により周知してま
いりますので、来館される全ての方が快適に利用できるよう、引き続き皆様
の御協力をお願いいたします。

(担当：企画管理部長 電話 024-535-3220)